

Title	中世王家の成立および存在形態の研究
Author(s)	伴瀬, 明美
Citation	大阪大学, 2000, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/42215">https://hdl.handle.net/11094/42215</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	伴 瀬 明 美
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	第 15681 号
学位授与年月日	平成12年8月7日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 文学研究科史学専攻
学位論文名	中世王家の成立および存在形態の研究
論文審査委員	(主査) 教授 平 雅行  (副査) 教授 梅村 喬 教授 村田 修三

### 論文内容の要旨

本論文は、中世王家が諸権門の複合体という独特の存在形態をとっていたことを明らかにするとともに、その歴史的な形成過程を実証的に解明しようとしたものである。本文は全5章と序章・終章の計7章からなり、枚数は460枚(400字詰め換算)である。また参考論文として史料紹介1篇が添えられている。

まず序章では、中世天皇家の研究史を振り返って、中世王家を天皇・院・親王・法親王・女院など諸権門から成るとする黒田俊雄・安達直哉の指摘に賛意を表し、その上で天皇家一族の存在形態の具体的解明と、その形成過程の解明を、本論文の課題とする。

第1章・第2章では、皇子女の扶養制度の歴史的変遷を取り上げた。そして、①令制での国家的給付は有品親王だけであったが、9世紀初頭に全皇子女への国家的扶養制度が整った、②摂関期には外戚が皇子女を扶養していたのではなく、なお国家的給付が基軸であり、外戚は国家的扶養制度を補完したに過ぎない、③院政期に国家的扶養制度が放棄され、近臣たちが扶養を請け負う形に変化した、ことを明らかにしている。

第3章では、摂関期と院政期における後宮の変化と、その意義を論じた。摂関期の後宮では入内者の選定に天皇が関与できず、また正妃以外の女性が皇子女を産むことが許されないなど、後宮の主導権は摂関家など貴族たちに掌握されていた。それに対して後三条天皇は正妃以外の女性との子を皇子と認知して、その生母を正妃としたし、白河院は子や孫の天皇後宮に深く介入して皇嗣を決定した。筆者はこれを、皇位継承者の再生産システムを王家が奪還したものと評し、ここに中世王家の成立をみている。

第4章では、摂関期末から登場する新しいタイプの勅旨田に着目し、①これは開発を目的とするものでも、国家的給付という性格のものでもなく、在地領主が寄進して成立した中世的所領である、②院政期初期の王家領に勅旨田の系譜を引くものが多いことを指摘して、王家領形成の一過程を明らかにしている。

第5章では、院政期から鎌倉期の女院領の分析を通して、中世王家の構造的性質を解明しようとした。そして、これらの女院領の実質的支配者を院とする通説を批判して、①女院領は女院によって自立的に領有されており、治天の君の家長権は限定的であった、②皇統断絶による王家領の分裂と荘園制支配の動揺を背景に、鎌倉中期から治天が女院領の集積に向かい、鎌倉後期には両統の家長が惣領として所領を支配し、各統の構成員は家長の強い統制下に置かれるようになった、と述べている。また終章では本論を概括して、今後の課題を提示している。

## 論文審査の結果の要旨

本論文の第一の成果は、八世紀から院政期に至る皇子女扶養体制の歴史の変遷を明らかにしたことである。特に摂関期は従来、摂関家など外戚によって皇子女が扶養されていたと想定されてきたが、筆者は丹念な実証によって、当時の親王家財政の中心が封戸にあり、外戚はこうした国家的扶養の円滑な運用の補完的役割を果たしていたに過ぎないことを明らかにした。

第二に本論文は、中世前期における女院の自立性を明らかにした。院政期から鎌倉中期に女院が膨大な所領を領有していたことは著名な事実であるが、従来は政治的事件に巻き込まれて王家領が散逸するのを防ぐため、名義上、女性に伝領させたもので、実質的には王家の家長たる治天の君の支配下にあったとされてきた。それに対して筆者は、所領設定、所職補任、本所裁判権、国役免除や所領処分などにおいて、女院が自立した権限行使を行っていたことを明らかにし、こうした自立性が当該期女院の一般的特徴であり、院の支配権が限定的なものであったことを論証した。そして中世王家を権門の複合体と捉える黒田俊雄らの見解に、実証的裏付けを与えることに成功している。

この他にも、後三条天皇・白河院が後宮制度を変革してその主導権を摂関家から奪還したことを明らかにするなど、本論文は古代中世の王権論はもとより、政治史研究や家族史研究に対する重要な貢献である。とはいえ、本論文にも問題がないわけではない。「家」概念を援用しての中世王家の説明は必ずしも十全でなく、中世王家の実態をどのように論理化するかは、なお検討が必要だろう。しかし筆者が、大きな構想のもとで意欲的な問題提起をしてきた若手研究者であることからすれば、本論文での達成を踏まえて、今後、自らの構想をさらに深めて行くことが期待されよう。本論文はその基礎となる価値を十分に有している。

本研究科委員会は、本論文が博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。